

議第 6 号

教育委員会制度改革の中止を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あ て
総務大臣
文部科学大臣

議長 名

地方自治法第 99 条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政府は地方教育行政における責任の明確化や首長との連携の強化とともに、地方に対する国の関与の見直し等を図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、今国会で成立したところである。

この内容は、教育委員会を代表する教育長を地方公共団体の長が任免すること、地方公共団体の教育等の振興に関する大綱を当該地方公共団体の長が定めること、教育委員会に対する国の是正指示の要件を緩和することなど、地方教育行政に対する国や首長の権限を強化しようとするものである。

このため、教育委員会は、首長からの独立性を失い、当該地方公共団体の教育内容が首長個人の思想信条に左右されるとともに、国の意に沿わない教育委員会に対する関与が強化されるおそれがあるなど、国や首長の地方教育行政への介入が危惧されるものであり、到底容認できない。

よって、国においては、政治的中立性や継続性、安定性の確保が強く求められる教育委員会制度に対する改革を中止するよう強く要請する。